

水際対策強化に係る新たな措置

令和 2 年 3 月 26 日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州 21 か国（注）及びイランの全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化（厚生労働省）

東南アジア 7 か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 27 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

（3）上記 2 の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 5 日開催）において、3 月末日までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 1. の措置は、3 月 27 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 28 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

感染症広域情報

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）

2020年3月26日（木）

<ポイント>

- 今般、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。
- 本件措置の主な点は以下のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

<本文>

今般、「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。

- 上陸拒否対象地域に欧州21か国及びイランの全ての地域を追加（注1）（日本国籍者は対象外）。
- 東南アジア7か国、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国及びバーレーンからの全域からの入国者に対する検疫強化（注2）（日本国籍者も対象）。
- 東南アジア7か国、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国及びバーレーンに対する査証制限等（既に発給された一次・数次査証の効力停止、査証免除措置の順次停止、APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置を順次停止）（日本国籍者は対象外）。
- 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続。

それぞれの点の詳細な内容につきましては、以下の官邸ホームページ（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020326.pdf）を御覧ください。

（注1） 出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域（*は今回追加・変更の地域）

中国（湖北省、浙江省）、韓国（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）、アイスランド、アイルランド*、アンドラ*、イタリア*、エストニア*、オーストリア*、オランダ*、サンマリノ、スイス*、スウェーデン*、スペイン*、スロベニア*、デンマーク*、ドイツ*、ノルウェー*、バチカン*、フランス*、ベルギー*、ポルトガル*、マルタ*、モナコ*、リヒテンシュタイン*、ルクセンブルク*、イラン*（新たに追加・変更された*の地域は日本時間3月27日午前0時から実施されます。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に日本に到

着した場合は対象外です。)

(注2) 指定の流行地域(国・地域)(*は今回追加の地域)

インドネシア*, シンガポール*, タイ*, 韓国, 中国(含む香港, マカオ), フィリピン*, ブルネイ*, ベトナム*, マレーシア*, アメリカ合衆国, アイスランド, アイルランド, アンドラ, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, キプロス, ギリシャ, クロアチア, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, バチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ポルトガル, マルタ, モナコ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルーマニア, ルクセンブルク, イスラエル*, イラン, カタール*, バーレーン*, エジプト, コンゴ民主共和国* (但し, 新たに追加された*の地域は日本時間3月28日午前0時以降に現地を出発し, 日本に到着する飛行機, 船舶から適用されます。)

本件措置について, 厚生労働省は以下を呼びかけています。

過去14日以内に注1の対象地域に滞在したことのある方は, 入国(帰国)時にPCR検査を受けていただきます。検査結果がでるまでには最長2日間程度待機が必要になる場合があります。結果が出るまで検疫所長が指定する場所で待機していただきます。検査結果が陽性の場合, 指定の医療機関に入院, 陰性の場合も保健所による健康フォローアップが必要です。

注1に滞在したことのない方でも, 発熱などの症状があれば, 同様にPCR検査を受けていただくことがあります。

注1及び注2から来航する航空機等で入国する方すべての方について, 健康状態に異状のない方も含め, 検疫所長の指定する場所(自宅など)で14日間待機し, 空港等からの移動も含め電車, バス, タクシー, 国内線航空便などの公共交通機関を使用しないことを要請します。このため, 飛行機に乗る前に, 以下について, 確認をお願いします。

- 1 前記の要請がなされることを前提として, 入国後の旅程に支障がないこと。
- 2 入国前にご自身で入国後14日間の滞在先(特に, 外国人の場合は, 自宅がないので, 宿泊施設)を確保していること。(ただし, 上記のとおり, PCR検査の結果がでるまで検疫所長が指定する場所で待機していただく場合があります。)

3 空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外、自家用車、レンタカーなど）を確保していること。

については、帰国の際は空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できないため、移動手段（自家用車、レンタカーなど）の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。

本件措置の詳細については、以下の厚生労働省の連絡先にご照会ください。
○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A（随時更新される予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html

○日本国内から：0120-565-653

○海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否）

電話：（代表）03-3580-4111（内線2796）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局外国人課（査証の効力停止）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）3168

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）